

鹿児島県授産施設協議会規約

(性 格)

第1条 この会は、鹿児島県社会福祉協議会の定款第5章委員会及び協議会の定めにより設置するものである。

(名 称)

第2条 この会は、鹿児島県授産施設協議会（以下、「本会」という）と称する。

(目 的)

第3条 本会は、授産活動及び障害福祉サービス事業の進展を図るとともに、施設相互間の緊密な連絡調整と会員の資質の向上に努め、それにより、障害者の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 授産活動及び障害福祉サービス事業の進展に関する事項
- (2) 施設利用者の処遇改善に関する事項
- (3) 施設職員の資質向上に関する事項
- (4) その他目的達成に必要な事項

(事務所)

第5条 本会の事務所は、鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号（鹿児島県社会福祉協議会内）におく。

(組 織)

第6条 本会は、鹿児島県内の社会福祉法人が経営する次の施設をもって組織する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業のうち、生産活動を行う生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A型・B型）を行う施設。

- 2 会員の入退会については、理事会の承認を必要とする。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名（副会長のうち1名は、事務局長を兼務する）
- (3) 理 事 12名（会長・副会長を含む）
- (4) 監 事 2名

(役員を選出)

第8条 会長及び監事は、施設長（管理者）会（以下、「施設長会」という。）において会員の中から選出する。

- 2 副会長は、会員の中から会長の指名により選出する。
- 3 理事8名（正副会長4名を除く）は、各事業部会から施設長会で選出する。
- 4 役員は、施設長会において承認を受けるものとする。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- 4 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- 5 事務局長は、会長の指示に基づき本会の事務を掌握し、資産を管理する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、年1回開催し、決算後の直近の施設長会をもってこれに充てる。

(会議)

第12条 会議は、施設長会及び理事会・正副会長会とする。

- 2 会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。
- 3 会議は、定数の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(施設長会)

第13条 施設長会に附議すべき事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画および予算の承認ならびに事業報告及び決算の承認に関する事項
- (2) 規約の改廃に関する事項
- (3) 本会運営に関する重要な事項
- (4) その他会長が附議した事項

(理事会)

第14条 理事会において、審議すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 業務執行に関すること。
- (2) 事業計画および予算の審議に関する事項
- (3) 施設長会に附議すべき事項、または施設長会より付託された事項
- (4) その他会長が附議した事項

(正副会長会)

第15条 正副会長会は、会長が附議した事項について審議する。

(事業部会の設置)

第16条 本会の事業を円滑に推進するため、事業部会を設置することができる。

- 2 事業部会は、理事会の承認を得て具体的な活動を行う。
- 3 事業部会の運営については、この会の目的に沿って運営するものとする。
- 4 事業部会長は、会員の中から選出する。
- 5 事業部会は、次のとおりとする。
 - ①就労継続支援事業部会
 - ②就労移行支援事業部会
 - ③生産活動・生活介護事業部会

(委員会の設置)

第17条 本会の事業を円滑に推進するため、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、理事会の承認を得て具体的な活動を行う。
- 3 委員会の運営については、この会の目的に沿って運営するものとする。
- 4 委員長は、副会長とする。

(顧問)

第18条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は施設長会の議決を経て委嘱する。

(経費)

第19条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費及び納入期日等については、別にこれを定める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

附 則

この規約は、昭和55年7月22日より施行する。

この規約は、昭和61年4月1日より施行する。

この規約は、昭和63年4月1日より施行する。

この規約は、平成2年4月1日より施行する。

この規約は、平成11年4月1日より施行する。

この規約は、平成12年4月1日より施行する。

この規約は、平成20年4月1日より施行する。

この規約は、平成25年4月1日より施行する。

会費に関する内規

第1条 規約第19条の定めによる会費及び納入期日については、この内規の定めるところによる。

第2条 本会の会費は、次の通りとする。

(1) 施設会費	年 額		30,000円
(2) 九州会費	利用定員	100名以上	5,000円
	利用定員	50名～99名	4,000円
	利用定員	49名以下	3,000円

第3条 会費の納入期日は、毎年6月末までとする。

第4条 会費は必要と認めるときは、理事会において改正することができる。

附 則

この内規は、昭和55年7月22日より施行する。

この内規は、昭和59年9月17日より施行する。

この内規は、昭和61年4月1日より施行する。

この内規は、平成8年4月1日より施行する。

この内規は、平成15年4月1日より施行する。

この内規は、平成20年4月1日より施行する。

この内規は、平成25年4月1日より施行する。